

新型コロナウイルス感染症による 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が昨年から更に減少した世帯に対して、国民健康保険税を免除または減額する制度があります。

令和3年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に発送予定となっています。免除または減額については、納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。

◆対象となる世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等の額が前年(令和2年)の当該収入金額に比べて30%以上減少が見込まれる世帯で、下記の要件に全て該当する世帯
(要件)
 - 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

*主たる生計維持者とは……原則、国民健康保険上の世帯主(被保険者証に記載されている世帯主)を指します。

◆申請手続きについて

要件に該当し、かつ国民健康保険税の納付が困難な場合は、次の必要書類等をご用意いただき、申請期限までに申請をしてください。

●申請期限

申請期限は、令和4年3月31日(木)です。

●申請に必要な書類等

- ・減免申請書(税務課・町民生活課の窓口にあります。ホームページからのダウンロードも可能です。)
- ・令和3年度国民健康保険税納税通知書
- ・窓口にお越しになる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、免許証等)

【上記の対象となる世帯①に該当する方】

- お亡くなりになった方……死亡診断書(コロナ感染症が要因と分かるもの)
- 重篤な傷病を負った方……入院した医療機関の領収書、検査結果確認書等

【上記の対象となる世帯②に該当する方】

- 令和2年中の収入金額が分かる書類…令和2年分の確定申告書、給与所得の源泉徴収票、預金通帳
- 令和3年中の収入金額が分かる書類…令和3年1月以降の収入が確認できる帳簿、給与明細書、預金通帳等
- その他必要な書類………廃業届出書(廃業した場合)、退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証など(失業した場合)

会社都合等で退職した方を対象とした保険税軽減制度を受ける方について

主たる生計維持者が、倒産、解雇などの理由で非自発的に失業され、雇用保険受給資格者証をお持ちの場合は、非自発的の失業者に係る軽減制度の対象となり、当該給与収入の減少分については、本減免の対象になりません。

給与収入以外にも減少が見込まれる事業所得等がある場合は、ご相談ください。